「前二年内事業年度」という。）」を「前二年内事業年度」に、「事業年度において、」を「事業年度（前二年内事業年度がない外国法人の場合には、合併等が行われる日を含む事業年度開始の日から当該合併等が行われる日の前日までの期間。以下この号において「判定対象事業年度等」という。）において、」に改め、同号イ(1)から(6)までの規定中「前二年内事業年度のうちいずれかの事業年度」を「判定対象事業年度等」に改め、同号ロ(1)中「（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

第三十九条の三十五の二第十項を次のように改める。

10　法第六十八条の三の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第九条第一項の規定の適用については、同項第八号中「金額を除く。）」とあるのは、「金額を除く。）から当該合計額のうち租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額」とする。

第三十九条の三十五の二第十六項を同条第十七項とし、同条第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「前項まで」を「第十項まで」に改め、同項の表前項の項を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法人が特定目的信託の受益権を有する場合における法人税法施行令第二十二条の規定の適用については、同条第二項中「を除く」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定目的信託（次項において「特定目的信託」という。）の受益権を除く」と、同条第三項中「を除く」とあるのは「並びに特定目的信託に係る租税特別措置法第六十八条の三の二第一項に規定する受託法人を除く」とする。

第三十九条の三十五の三第四項中「以下」を「第八項を除き、以下」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　法第六十八条の三の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第九条第一項の規定の適用については、同項第八号中「金額を除く。）」とあるのは、「金額を除く。）から当該合計額のうち租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額」とする。

第三十九条の三十五の三第十三項を同条第十四項とし、同条第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「前項まで」を「第七項まで」に改め、同項の表前項の項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法人が法第六十八条の三の三第六項に規定する特定投資信託の受益権を有する場合における法人税法施行令第二十二条の規定の適用については、同条第二項中「を除く」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（次項において「特定投資信託」という。）の受益権を除く」と、同条第三項中「を除く」とあるのは「並びに特定投資信託に係る租税特別措置法第六十八条の三の三第一項に規定する受託法人を除く」とする。

第三十九条の三十五の四第一項第二号中「この条」を「この号及び第三項第二号」に改め、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十九条の三十九第一項を次のように改める。

法第六十八条の九第三項第一号に規定する政令で定める金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の同項に規定する特別試験研究費の額の合計額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の第五項第一号及び第四号並びに第二十七条の四第六項第一号及び第五号に掲げる試験研究に係る法第六十八条の九第六項第六号に規定する特別試験研究費の額の合計額に相当する金額とする。

第三十九条の三十九第二項から第七項までを削り、同条第八項中「第六十八条の九第十二項第一号」を「第六十八条の九第六項第一号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第六項第三号」を「第二十七条の四第二項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3　法第六十八条の九第六項第二号ロに規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項の規定

二　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第三項及び第五項の規定

4　法第六十八条の九第六項第四号に規定する政令で定めるものは、連結親法人が次に掲げる法人である場合の当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額が一億円以下のものに限る。）とする。

一　資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

イ　その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）の所有に属している法人

ロ　イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

二　資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

第三十九条の三十九第九項中「第六十八条の九第十二項第三号」を「第六十八条の九第六項第六号」に、「第二十七条の四第八項第一号、第五号及び第八号」を「第二十七条の四第六項第一号、第五号及び第九号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第六項第二号」を「第二十七条の四第六項第二号」に、「この号、次号及び第四号」を「この項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第六項第一号」を「第二十七条の四第六項第一号」に、「特別試験研究機関等」を「特別研究機関等」に改め、同項第五号中「特定中小企業者」を「特定中小企業者等」に、「法第十条第四項に規定する中小企業者で法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出するもの、法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもののうち、試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい」を「第二十七条の四第六項第七号に規定する中小事業者等（次号において「中小事業者等」という。）、法人税法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、同項第一号に規定する特別研究機関等、大学等」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「同じ。」の下に「のうち試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすもの」を加え、同項に次の一号を加える。

六　特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）からその有する知的財産権（法第六十八条の九第六項第六号に規定する知的財産権をいう。以下この号において同じ。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件、当該連結親法人又はその連結子法人が当該特定中小企業者等に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細（当該試験研究の進捗に応じて当該知的財産権の使用料を支払う場合には、その旨を含む。）その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第三十九条の三十九第九項を同条第五項とし、同条第十項中「第六十八条の九第十二項第三号」を「第六十八条の九第六項第六号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第八項第一号、第五号及び第八号」を「第二十七条の四第六項第一号、第五号及び第九号」に、「第六十八条の九第十二項第一号」を「第六十八条の九第六項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「第八項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前項第六号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額のうち同号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの